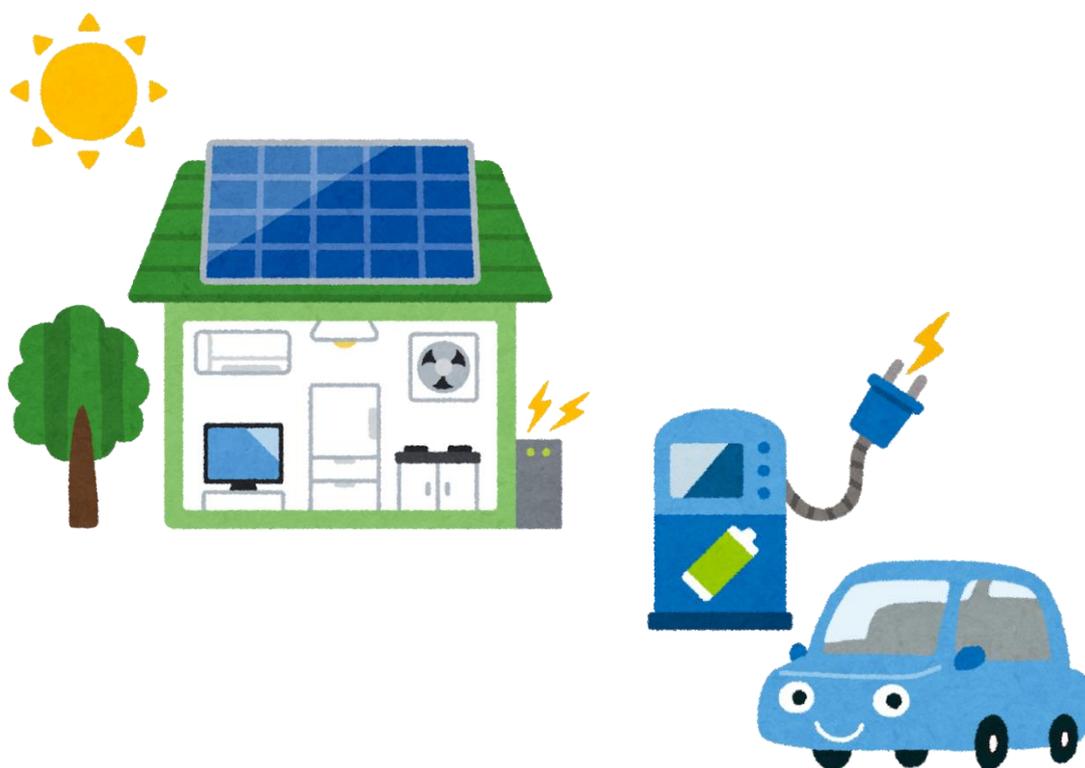


令和7年度

東金市住宅用設備等脱炭素化

促進事業補助金のご案内

東金市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を設置した場合に、補助金を交付します。



【問い合わせ先】

東金市経済環境部環境保全課

〒283-8511 東金市東岩崎 1-1

TEL 0475-50-1170 (直通)

※補助金の概要

1.補助対象設備等・補助金額

| 補助対象設備等 | 主な条件・補助金額 | 詳細ページ |
|---|--|-------|
| 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池） | 住宅用太陽光発電設備の併設が必要 ⇒上限7万円 | P.8 |
| 電気自動車（EV） | 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設している場合 ⇒上限15万円 | P.10 |
| | 住宅用太陽光発電設備のみを併設している場合 ⇒上限10万円 | |
| プラグインハイブリッド自動車（PHV） | 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設している場合 ⇒上限15万円 | P.12 |
| | 住宅用太陽光発電設備のみを併設している場合 ⇒上限10万円 | |
| V2H 充放電設備 ⇒EV 又は PHV と住宅の間で相互に電気を供給できる設備 | 住宅用太陽光発電設備の併設・EV 又は PHV の導入が必要 ⇒補助対象経費の10分の1、上限25万円 | P.14 |

- 補助対象設備等は、申請者が所有する未使用品（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は新車）に限ります。

なお、併設する設備についてはリース契約でも構いませんが、補助金を申請する設備自体をリース契約により導入する場合は補助対象外となります。

⇒〔併設設備の例〕定置用リチウムイオン蓄電システムに併設する太陽光発電設備、電気自動車の補助要件としての太陽光発電設備

- 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）の期間内に設置工事に着手し、完了していること（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は同期間内に納車していること）が条件です。

2.補助金の申請期間

令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）までとします。

- ただし、千葉県から東金市に通知された「千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金」の交付決定額に達した場合は、その時点で受付終了とします。また、受付終了後は、導入が完了し必要書類が揃っていても受付が出来ませんのでご了承下さい。

※補助金交付の流れ

1.交付申請

- 補助対象設備等の設置後（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は納車後）に、提出書類をすべて揃え、市役所3階環境保全課へ持参して下さい。なお、郵送、FAX、Eメールによる申請はできません。
- 申請様式は市ホームページ「令和7年度 東金市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について」からダウンロードできます。



←QRコード

URL : <https://www.city.togane.chiba.jp/0000010110.html>

2.交付決定

- 申請の内容を審査し、交付の可否について「交付決定通知書（別記第3号様式）」により申請者宛てに通知します。

3.交付請求書の提出・振込

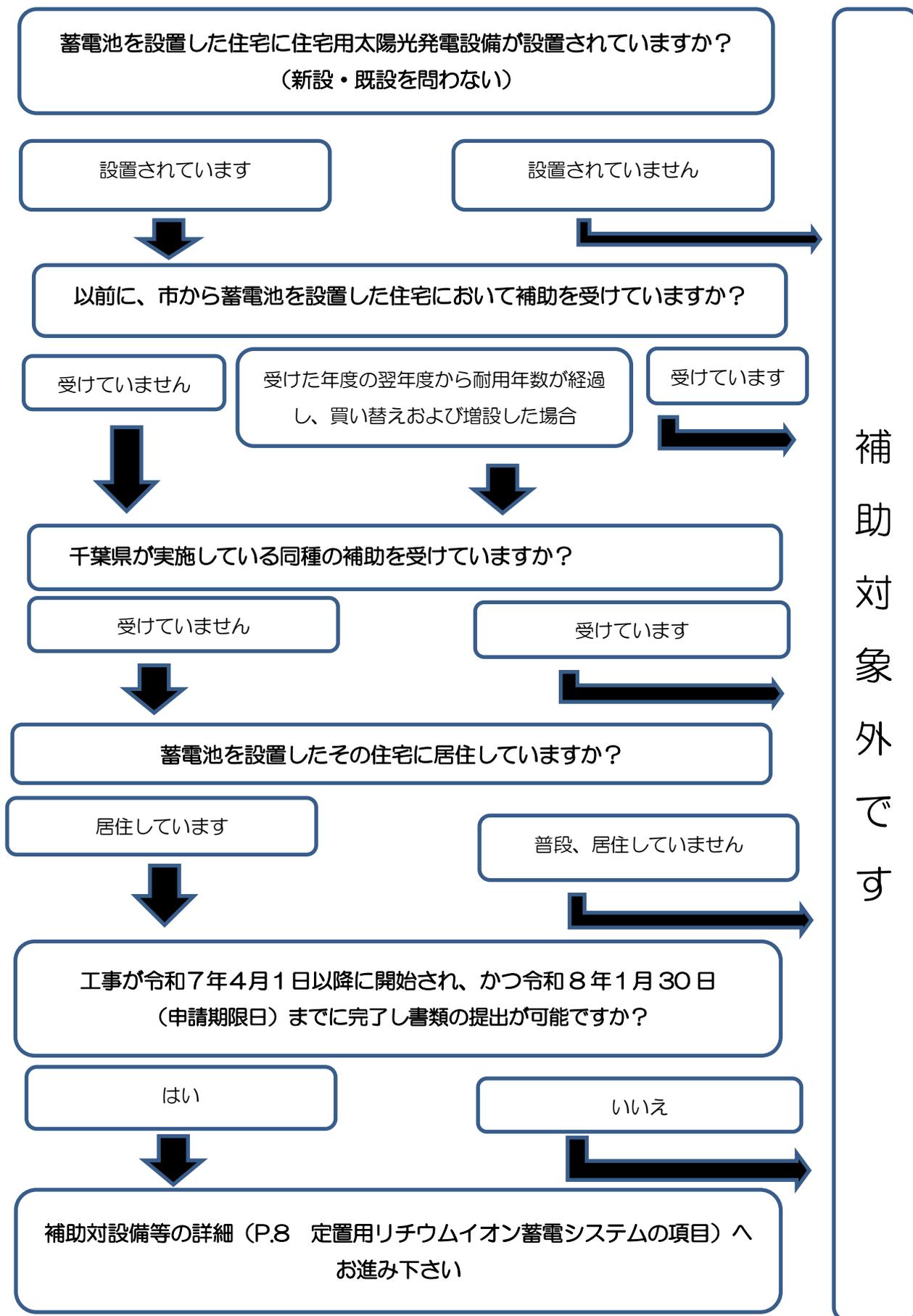
交付申請と同時に日付を空欄にした「交付請求書（別記第4号様式）」を提出してください。後日、請求書にご記入いただいた口座宛てにお振込みします。

※注意事項

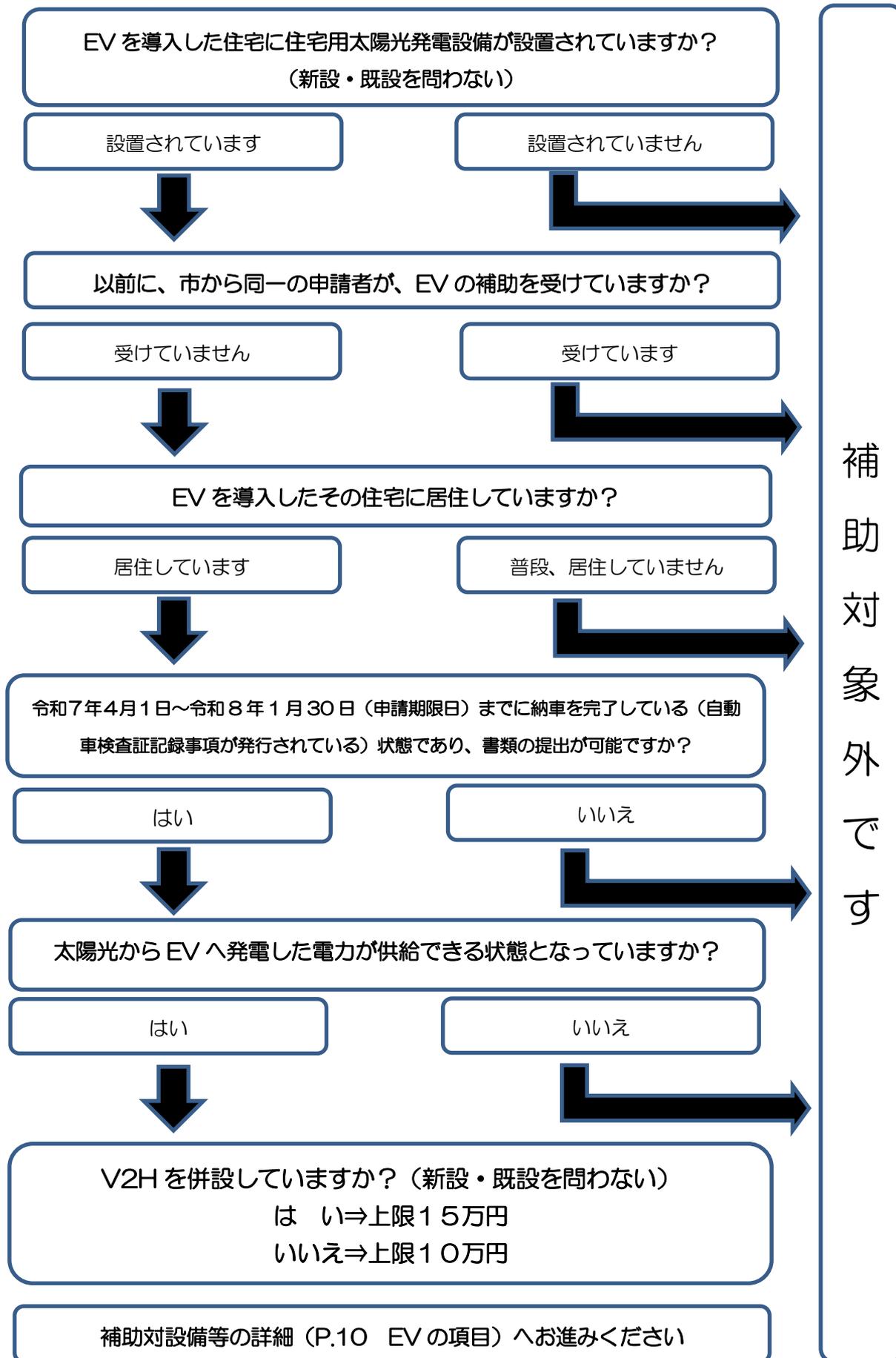
- **申請の際には、同一世帯の方を含め、市税の滞納があると補助金を受けることはできませんので、申請前に必ず滞納がないことを必ず確認してください。**
- 令和6年度に実施していた本補助金の各申請様式は、様式が変更となっているため使用できません。必ず本ページに掲載されている令和7年度用の各申請様式をご使用ください。
- 申請様式の日付は空欄とし、提出書類の内容を確認後に日付をご記入頂きます。
- 申請日は、添付書類を含めた全書類を、市が受付をした日となります。
- 提出前に、「申請者」、「工事の契約者」、「領収書の宛名」が同一であることを確認してください。
- **必要書類が不備のない状態ですべて揃った時点で、初めて申請**となります。記載事項や添付書類に不備があった場合、書類の訂正や再提出が必要となります。書類が揃うまでのやりとりに時間がかかるケースがみられますので、十分ご留意の上、余裕を持って申請してください。

- 事業者など代理人が申請する場合は委任状（任意様式）が必要です。市ホームページ「令和7年度 東金市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について」より様式のダウンロードが可能です。
- 要件に規定する住宅に設備を設置した方が対象となりますので、書類上の名前が異なる場合は補助金を交付できません。
- 交付請求書に押印する印鑑にシャチハタは使用できません。
- 書類の記述訂正には、申請者の訂正印が必要となります。（交付請求書で使用した印と同じもの。）
- 金額の訂正はできません。金額を間違えた場合は書き直してください。
- 申請書の受付後、書類一式は返却いたしません。
- 「工事着工完了証明書」に記載された日付と「工事請負契約書」に記載された工事（予定）日が著しく異なる場合は、補助金を交付できないことがあります。
- その他追加書類をお願いする場合があります。

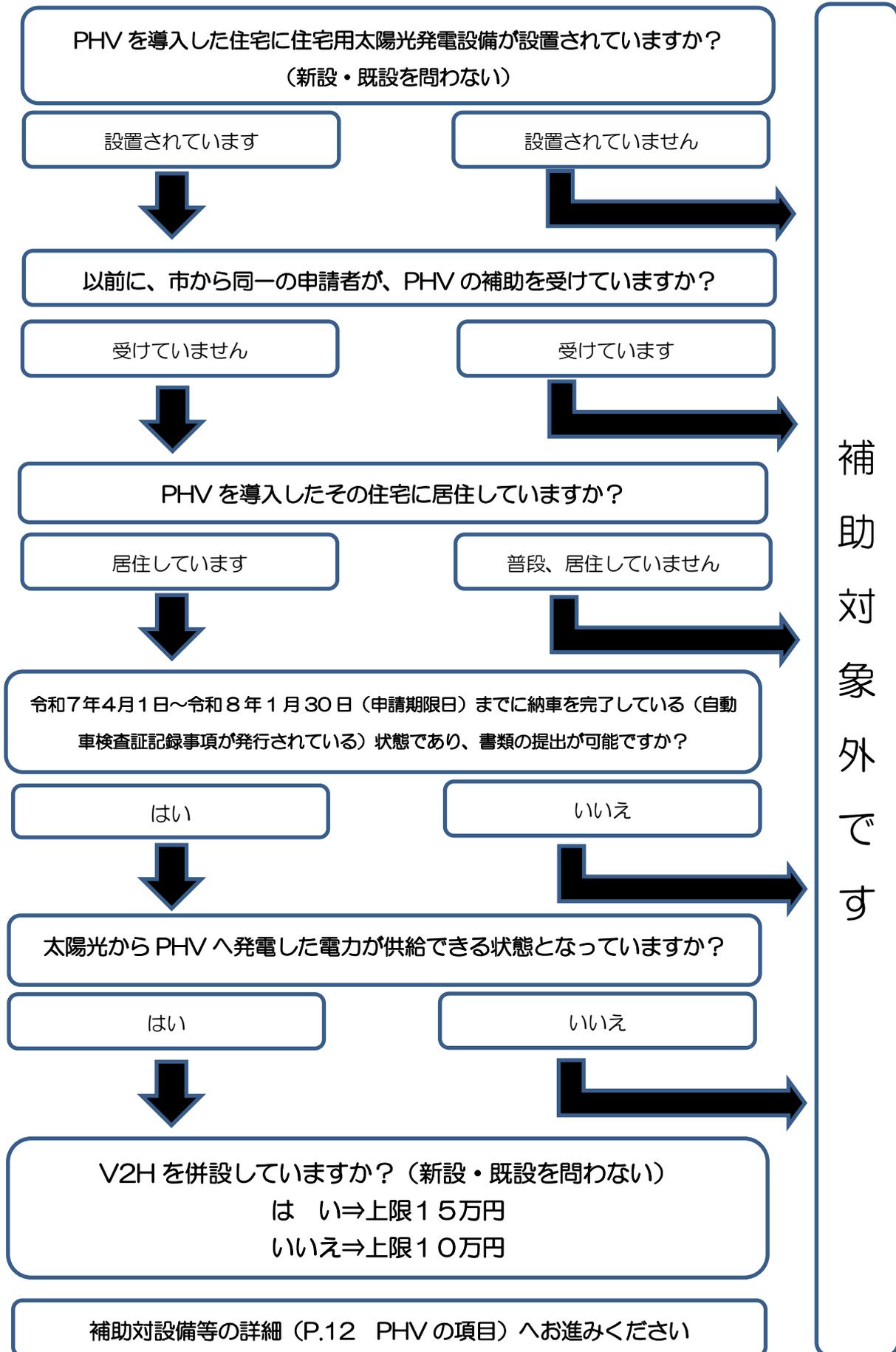
※定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）補助チェックフロー



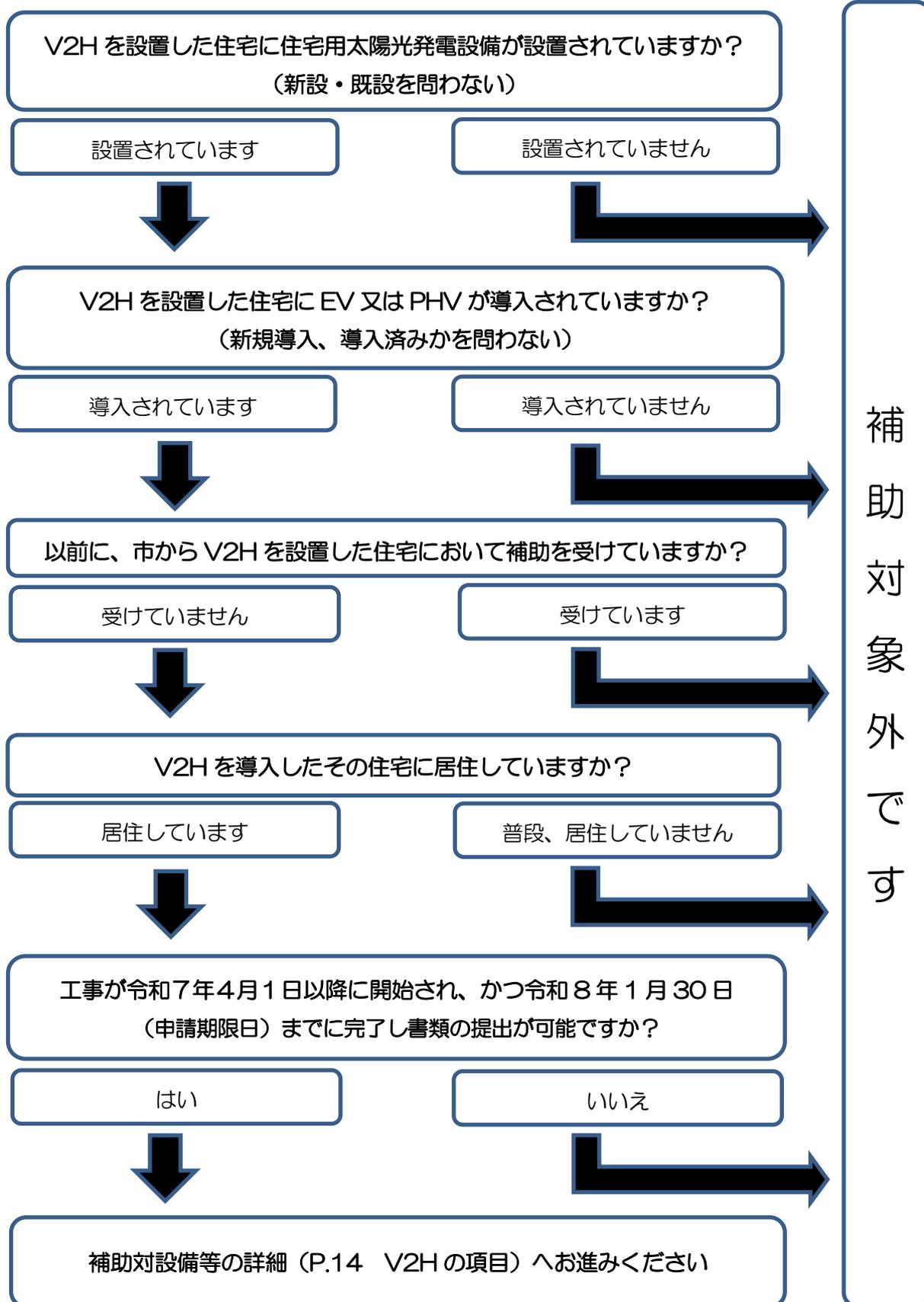
※電気自動車（EV）補助チェックフロー



※プラグインハイブリッド自動車（PHV）補助チェックフロー



※V2H 充放電設備補助チェックフロー



☀補助対象設備等の詳細について

⇒提出書類については、16～19ページ「提出書類一覧表」をご参照下さい。

1.定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

■補助要件

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるもののうち、次の要件を満たすもの。

- (1) 令和5年度以降に国が実施する補助事業における補助対象機器として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。
- (2) 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）の期間内に設置工事に着手し、完了していること。（新築住宅の場合は蓄電池の設置工事及び引渡しが同期間内に完了していること
→千葉県が実施する「太陽光発電設備等共同購入支援事業」（みんなのおうちに太陽光）により導入した蓄電池についても補助対象設備となります。

■設置する住宅の要件

- (1) 住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。）が設置されていること（新設か既設かは問わない。）
- (2) 次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ①自ら所有し居住する住宅であること。
 - ②自らが居住の用に供するために新築する住宅であること。
 - ③自らの居住の用に供するために購入する、補助対象設備等が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ導入された住宅であること。
 - ④第三者が所有し、自ら居住する住宅であること。

■補助対象者

申請日において、下記のすべてに該当する者

- (1) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備等の導入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備等を所有していること。

（所有権留保付きローン（残価設定型ローン含む）で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社などである場合を含む。）。

※リース契約の場合は補助対象外です。

- （4）補助対象設備を導入する住宅を第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- （5）補助対象設備等を設置する住宅において、定置用リチウムイオン蓄電システムに対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に東金市から補助を受けていないこと。
（※定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金を受けた年度の翌年度から起算して、耐用年数経過後の買い替えおよび増設を除く。）
- （6）定置用リチウムイオン蓄電システムに対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が県の他の同種の補助金の交付を受けていないこと。

■補助対象経費

設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及びその他の附属機器（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付、配線工事など）

※環境保全課窓口にて金額を確認しながら記入するため「別記第1号様式」の交付申請書の表面「交付請求額」及び裏面「1 定置用リチウムイオン蓄電システム」の「補助対象経費」は空欄としてください。

2.電気自動車（EV）

■要件

電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律別記第185号）別記第60条別記第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法別記第2条別記第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証記録事項に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証記録事項の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- （1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- （2）自動車検査証記録事項の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- （3）自動車検査証記録事項の登録年月日又は交付年月日が、令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）の期間内の日付であること。
- （4）国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
⇒通常のハイブリッド（HV）自動車は補助の対象外となります。
- （5）電気自動車を導入する住宅において、1人に付き1回に限り交付する。

■電気自動車を導入する人が居住する住宅の要件

次のいずれにも該当していること。

- （1）申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。）が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。
- （2）自らが居住し、市内に所在する住宅
- （3）住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備（電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備）を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。

■補助対象者

申請日において、次のすべてに該当する者

(1) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 世帯の全員が市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象設備等の導入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備等を所有していること。

(所有権留保付きローン(残価設定型ローン含む)で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社などである場合を含む。)

※リース契約の場合は補助対象外です。

(4) 補助対象設備等を導入する住宅において、電気自動車に対し、申請者が過去に東金市から補助を受けていないこと。

■補助対象経費

- 電気自動車本体の購入費
- 国の補助金を充当する場合は、本体価格(税抜)より国補助分を控除した額が補助対象経費となります。

(計算例) 本体購入費: 400万円、国の補助金交付額: 85万円の場合、

補助対象経費=315万 ⇒市の補助金交付額上限 15万円または10万円

※環境保全課窓口にて金額を確認しながら記入するため「別記第1号様式」の交付申請書の表面「交付請求額」及び裏面「2 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車」の「補助対象経費」は空欄としてください。

3.プラグインハイブリッド自動車（PHV）

■要件

電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証記録事項に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証記録事項の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (2) 自動車検査証記録事項の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- (3) 自動車検査証記録事項の登録年月日又は交付年月日が、令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）の期間内の日付であること。
- (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
⇒通常のハイブリッド（HV）自動車は補助の対象外となります。
- (5) プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅において、1人に付き1回に限り交付する。

■プラグインハイブリッド自動車を導入する人が居住する住宅の要件

次のいずれにも該当していること。

- (1) 申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。）が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。
- (2) 自らが居住し、市内に所在する住宅
- (3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備（プラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備）を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。

■補助対象者

申請日において、次のすべてに該当する者

- (1) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 世帯の全員が市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象設備等の導入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備等を所有していること。

(所有権留保付きローン(残価設定型ローン含む)で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社などである場合を含む。)

※リース契約の場合は補助対象外です。

(4) 補助対象設備等を導入する住宅において、プラグインハイブリッド自動車に対し、申請者が過去に東金市から補助を受けていないこと。

■補助対象経費

- ・プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
- ・国の補助金を充当する場合は、本体価格(税抜)より国補助分を控除した額が補助対象経費となります。

(計算例) 本体購入費: 400万円、国の補助金交付額: 85万円の場合、

補助対象経費=315万 ⇒市の補助金交付額上限 15万円または10万円

※環境保全課窓口にて金額を確認しながら記入するため「別記第1号様式」の交付申請書の表面「交付請求額」及び裏面「2 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車」の「補助対象経費」は空欄としてください。

4.V2H 充放電設備

■要件

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

■設置する住宅の要件

- (1) 申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。）が設置され、かつ電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。また、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、新規導入か導入済みかを問わない。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ①自ら所有し居住する住宅であること。
 - ②自らが居住の用に供するために新築する住宅であること。
 - ③自らの居住の用に供するために購入する、補助対象設備等が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ導入された住宅であること。
 - ④第三者が所有し、自ら居住する住宅であること。

■補助対象者

申請日において、次のすべてに該当する者

- (1) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 世帯の全員が市税を滞納していないこと。

- (3) 補助対象設備等の導入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備等を所有していること（所有権留保付きローン（残価設定型ローン含む）で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社などである場合を含む。）。

※リース契約の場合は補助対象外です。

- (4) 補助対象設備設置住宅を第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (5) 補助対象設備等を設置する住宅において、V2H充放電設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に東金市から補助を受けていないこと。

■補助対象経費

- 設備本体の購入費（工事費は対象外）
- 国の補助金を充当する場合は、本体価格（税抜）より国補助分を控除した額が補助対象経費となります。

（計算例）本体購入費：150万円、国の補助金交付額：75万円の場合、

市の補助金交付額＝（150－75）万円×1/10＝7万5千円

※環境保全課窓口にて金額を確認しながら記入するため「別記第1号様式」の交付申請書の表面「交付請求額」及び裏面「3 V2H充放電設備」の「補助対象経費」は空欄としてください。

☀提出書類一覧表

| ✓ | 提出書類 |
|---|---|
| | <p>(1) 東金市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書 (別記第1号様式)</p> <p>■共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 表・裏2枚あり、記入例を参照の上記載して下さい。 申請者でない方が住宅を所有する場合にあっては、交付申請書表の下部の署名欄に、すべての所有者の同意として署名をお願いします。(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。) 導入した設備の型式・型番等が、(1)、(5)、(6)(7)の書類で一致しているかを必ず確認して下さい。 <p>■定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 「パッケージ型番」「蓄電容量」欄には、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業(一般社団法人環境共創イニシアチブ(S I I))の最新のパッケージ型番・蓄電容量を記入してください。 必ず蓄電システムのパッケージ型番及びパッケージを構成する各装置(蓄電池ユニットやパワーコンディショナー他付属機器等)が(5)(6)(7)の書類と一致しているか確認してください。 裏面の「補助対象経費」は環境保全課窓口にて確認しながら記入するため空欄としてください。 <p>■電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド(PHV)自動車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車振興センターにより補助対象とされている、メーカー名・車名、型式を記入して下さい。 裏面の「補助対象経費」は環境保全課窓口にて確認しながら記入するため空欄としてください。 <p>■V2H充放電設備の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車振興センターにより補助対象とされている、メーカー名、型式を記入して下さい。 裏面の「補助対象経費」は環境保全課窓口にて確認しながら記入するため空欄としてください。 |
| | <p>(2) 世帯全員の住民票の写し及び世帯全員が市税を滞納していないことを証する書類 ⇒<u>個人情報提供同意書(別記第2号様式)</u>に世帯員全員の署名を行い提出する場合は省略できます。 <u>※必ず納付されているか事前にご確認の上、ご準備下さい。</u></p> |
| | <p>(3) 技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ・パンフレット等)</p> |
| | <p>(4) 設置状況が確認できる写真</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>■定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅全体、設備外観、設備の銘版（型番が記載されている部分）を撮影したもの <p>■電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド（PHV）自動車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所（車庫など）で車の全体（正面・横）、車のナンバープレートを撮影したもの <p>■V2H 充放電設備の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の外観、設備の銘版（型番が記載されている部分）を撮影したもの |
| | <p>（5）補助対象設備等の導入に係る経費の内訳が記載された書類の写し</p> <p>■定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）・V2H 充放電設備の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・内訳書（契約書、見積書等に金額の詳細が確認できる書類）の写し <p>■電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド（PHV）自動車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書 ・内訳書（契約書、見積書等に金額の詳細が確認できる書類）の写し |
| | <p>（6）設置費の支払いを証する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者宛の領収書 ・クレジット契約による支払の場合は、クレジットによる支払いを証明する書類（支払証明書）の写し（初回の支払いが開始していなくても、契約を締結したことが確認できれば可） ・所有権留保付ローン（残価設定型ローン含む）による購入の場合はローン契約を証明する契約書の写し |
| | <p>（7）未使用品であることが確認できる書類の写し（蓄電池・V2H 充放電設備）</p> <p>■メーカーの発行する次の<u>いずれか</u>の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証書（設置日〔引渡日〕、販売店名、型式名・製造番号、購入者〔申請者〕氏名・住所〔補助対象設備設置場所の記載のあるもの〕） ・出荷済証明書（納品書） ・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの） |
| | <p>（8）太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し（電力会社が発行する下記の書類）</p> <p><u>※太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真がある際は必要ありません。</u></p> <p>■新設の場合（補助対象設備等と同時に設置する）：「接続契約のご案内」等、特定契約に締結に関わる書類）</p> <p>■既設の場合：補助対象設備等設置日以前の「売電明細」</p> <p>※電気事業者との契約者が申請者と同一であることを確認して下さい。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(9) 電気自動車 (EV) 又はプラグインハイブリッド自動車 (PHV) の申請をする場合</p> <p>①発電した電気を電気自動車 (EV) 又はプラグインハイブリッド自動車 (PHV) に給電できることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電設備の保証書の写しまたは給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真 <p>②自動車検査証記録事項の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録年月日又は交付年月日は、令和7年4月1日～令和8年1月30日であるもの 所有権留保付きローン（残価設定型ローン含む）購入でクレジット契約等により自動車検査証記録事項の所有者と使用者の名義が異なる場合、使用者が申請者の氏名、住所であることを確認してください。（※リース契約は補助対象外です。） <p>③V2H 充放電設備を併設する場合、V2H が設置されていることが確認できる書類の写し（保証書など）</p> <p>④国からの補助金を充当する場合においては、国の補助金額が確認できる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 国からの補助金交付決定通知書の写し等、補助金額が記載されたもの |
| | <p>(10) V2H 充放電設備の申請をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付を受けようとする年度内に電気自動車 (EV) 又はプラグインハイブリッド自動車 (PHV) が導入されていることが確認できる書類の写し（自動車検査証記録事項） |
| | <p>(11) 工事完了証明書（任意様式）（新築の場合は引渡し証明書（任意様式））</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負業者名（代表者肩書氏名含む）、工事着工日・工事完了日が記載されている （※電気自動車 (EV) 及びプラグインハイブリッド自動車 (PHV) については不要） |
| | <p>(12) 誓約書</p> |
| | <p>(13) 東金市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第4号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求書の「1 請求額」は環境保全課窓口にて確認しながら記入するため空欄としてください。 |
| | <p>(14) 該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 委任状：業者等による申請等、申請者本人による申請でない場合に必要です。 |

●提出前に再度ご確認ください。

申請書の日付は空欄になっていますか？

交付申請書（別記第1号様式）は両面印刷であり、裏面に記入されている設備は申請する設備のものでしょうか？

交付申請書（別記第1号様式）の表面「交付請求額」及び裏面「1 定置用リチウムイオン蓄電システム」、「2 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車」、「3 V2H 充放電設備」の「補助対象経費」は空欄となっていますか？

提出書類が設備ごとに異なりますが、そろっていますか？

提出書類に不備などはありませんか？あった場合は、受付できません。

修正液や筆跡を消すことのできる筆記用具等を使用していませんか？

請求書を申請時に提出する場合、日付は空欄になっていますか？

請求書（別記第4号様式）の「1 請求額」は空欄となっていますか？